

# 10

令和三年十月四日提出  
質問第一〇号

品川区を舞台とする北朝鮮による拉致・殺人事件に関する質問主意書

提出者

松原

仁

## 品川区を舞台とする北朝鮮による拉致・殺人事件に関する質問主意書

東京都品川区に所在した北朝鮮秘密工作組織ユニバース・トレイディング株式会社（在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）第一副議長だった金炳植氏が設立）を舞台に昭和四十九年に発生した、日本人女性渡辺秀子さんと子の高敬美さん・高剛さん姉弟の拉致事件（いわゆる姉弟拉致容疑事案）について、次の質問に答えられたい。

一 警察庁は、高敬美さんと高剛さんについて北朝鮮による拉致行為があつたと判断しているが、渡辺秀子さんを拉致被害者と認定していない。渡辺秀子さんは、北朝鮮工作員によつて日本国内で殺害されたとの証言も聞く。警察庁は、渡辺秀子さんは殺害された可能性が高いとみるか。

二 平成十九年四月に警視庁は、ユニバース・トレイディング株式会社について参考人として事情を聴くため、朝鮮総連の徐萬述議長（当時）と許宗萬責任副議長（現議長）、南昇祐副議長の三名に、書面で出頭を要請したが、三名は応じたが、政府として把握していれば答えられたい。

三 朝鮮総連最高幹部三名が前項の出頭要請に応じなかつたとすれば、事案の重大性に鑑み、現在も在職中の二名が出頭するまで粘り強く説得を続け、事情を聴くべきと考えるが、政府の見解如何。

四 警察庁は高姉弟拉致の主犯である北朝鮮工作員・洪寿惠こと木下陽子容疑者について、逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、外務省を通じて、北朝鮮に対し、身柄の引き渡しを要求している。木下容疑者は、昭和五十二年六月二十七日に帰化許可を受けて日本国籍を取得しているが、国籍法が定める素行善良の要件を満たしておらず、詐欺に基づき帰化許可処分が行われたといえる。政府は、捜査の結果、木下容疑者が現在北朝鮮国籍を有し、工作活動に悪用する目的で詐欺による帰化許可申請を行っていたことが明らかになつたときは、木下容疑者への帰化許可処分を取消すべきと考えるが、見解如何。

五 読売新聞の平成十九年四月一十六日付社説によれば、ユニバース・トレイディング株式会社の関係者が、在日朝鮮人を親族に持つ若者など「三十人ほどを拉致した」と証言している。一つの工作拠点だけでも三十人も拉致されているならば、全体で相当な規模であると推認できる。現在、高姉弟を含めて十九名が拉致被害者と認定されているが、それ以外に多数の拉致被害者が存在する可能性について、政府の見解如何。

右質問する。